

1. 評価報告概要表

全体を通して(このホームの優れている点、独自に工夫している点など)	
佐賀市南部の住宅街に位置し、交通の便も良く、日常生活の上からも恵まれた環境である。管理者や職員は、認知症高齢者介護への強い信念を持って臨んでおり、日常的に意見交換等を行い、入居者が自由にその人らしく自立した暮らしができるように支援している。日々の食事は、安価な食費にもかかわらず、代表者の配慮等もあり、入居者の希望を中心に作られて楽しんでいる。家族へは、毎月、入居者の日々の様子を載せたホーム便りを届け、入居者との心の繋がりを図っている。また、地域の人達をコンサートや行事に招待したり、一人暮らしの高齢者の困り事ごとに応じる等、地域の一員としてのホーム作りに努めている。	
分野	特記事項(優先順位の高い要改善点について)
	特に用改善点は無い。今後も益々運営理念の啓発に努められ地域に根ざしたホームになることを期待したい。
運営理念	
生活空間づくり	居室やトイレ及び浴室の扉には、それぞれの氏名や場所名が表示されているが、施設等で使われるプラスチックのプレートが使用されており、家庭的なしつらえとは言い難い。さり気なく親しみやすい家庭的な雰囲気表示や文字及び目印の大きさ等が工夫されることを期待したい。
ケアサービス	ホームの運営理念にも「先輩として尊厳の気持ちをもって、相手の目線に合わせて」とあるが、一部、入居者への呼びかけや会話の中に尊重を欠いたものが見られた。入居者への言葉かけは職員の尊重の意義の表れであり、常に、人生の先輩である入居者への尊厳ある接遇が望まれる。
運営体制	ストレス解消への取組が万全とは言い難い。認知症ケアに関わる介護者へのストレスは大きいので、積極的なストレス解消策が講じられることを期待したい。

分野・領域		「できている」項目数	
		外部評価	
運営理念			
	運営理念	4項目	4
生活空間づくり			
	家庭的な生活環境づくり	4項目	4
	心身の状態に合わせた生活空間づくり	6項目	5
ケアサービス			
	ケアマネジメント	7項目	7
	介護の基本の実行	8項目	7
	日常生活行為の支援	10項目	10
	生活支援	2項目	2
	医療・健康支援	9項目	9
	地域生活	1項目	1
	家族との交流支援	1項目	1
運営体制			
	内部の運営体制	10項目	9
	情報・相談・苦情	2項目	2
	ホームと家族との交流	3項目	3
	ホームと地域との交流	4項目	4

2. 評価報告書

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	運営理念 1. 運営理念の明確化					
1	1 理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム(以下「ホーム」という。)の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。				管理者はホーム運営に係る法令の意義を十分に理解し、強い信念を持って運営にあたっており、常に理念の具現化を目指し、その内容をケアの実践や指導をととして職員に伝えている。職員も、理念の内容を理解し業務に臨んでいる。	
2	3 運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。				玄関の壁や事務室内の壁に明示されている。入居時には、本人や家族に対して分かりやすく説明し理解が図られている。	
3	4 権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。				利用契約書に明確に明示されている。入居時には、本人及び家族に十分に説明が行われ、家族の同意の署名・捺印が見られる。	
	2. 運営理念の啓発					
4	5 運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。(ホームの説明会、ホーム便り等)				地区の民生委員、公民館長、佐賀市職員、入居者の家族等からなる運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、積極的に情報交換が行われている。また、地域の祭り等にも出かけて住民に対する理念の啓発が図られている。	
運営理念 4項目中 計		4	0	0		
	生活空間づくり 1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6 気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)				以前からある住宅街にあり、周りの環境にも良く馴染んだ構えで、違和感や威圧感を感じることも無い。雨の日には子供が雨宿りに駆け込むこともある。玄関周りには、入居者と職員で植栽した季節の花があり家庭的な雰囲気作りがされている。	
6	7 家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。				入居者が1日の大半を過ごす食堂兼居間及び台所の調度や装飾品は家庭的なものが選ばれており、安らぎのある共用空間になっている。居間のテーブルや棚の上には、新聞や広告、ティッシュ、ポット等もさりげなく置いてある。	

項目番号	外部	自己	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
7	8		共用空間における居場所の確保 共用空間の中に、入居者が一人になったり気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。				入居者は、食卓の椅子や居間のソファーに腰掛けて思いおもいにくつろがれている。居間には、横になれる場所もある。また、デッキの造作が予定されている。	
8	9		入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり 居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。				管理者は、馴染みの品の持込を家族に推奨しており、居室には、馴染みの寝具や筆筒、衣装ケース、椅子、テレビ、カレンダー、時計、サボテン等が見受けられ、サボテンは入居者が楽しみに育てられている。	
家庭的な生活環境づくり 4項目中 計				4	0	0		
2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり								
9	11		身体機能の低下を補う配慮 入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)				玄関先には石段とスロープがあり入居者は身体機能に応じてそれぞれを利用されている。なお、玄関の上がりかまちにもスロープがあり安全への配慮が見られる。廊下やトイレ、浴室等には適度な高さや使用の状況に合わせた手すりを設置したり、滑り止めのマットが準備されている。また、入居者は活動性の維持・向上のために車椅子や歩行者を使用される方も見られた。	
10	13		場所間違い等の防止策 職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)				居室やトイレ及び浴室の扉にはそれぞれの氏名や場所名が表示されているが、施設等で使われるプラスチックのプレートが使われており、家庭的なしつらえとは言い難い。	さり気なく親しみやすい家庭的な雰囲気の表示や文字の大きさ等が工夫されることを期待したい。
11	14		音の大きさや光の強さに対する配慮 入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)				居室の日差しはレースのカーテンで調節し、道路に面した居間の窓にはフィルムを張る等、人目や日差しに対する配慮が見られる。また、落ち着いた環境作りのためにテレビの音量や職員の会話のトーンにも気配りがある。	
12	15		換気・空調の配慮 気になる臭いや空気よどみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。				各居室にはトイレがあるが、常時、換気が行われており気になる臭いはない。冷暖房の温度は、外気温との差を考慮しながら入居者にも確認して調節されている。暖房の入った居間では加湿器が使用されている。	
13	17		時の見当識への配慮 見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。				居間の目に付きやすい場所に、見やすい日めくりカレンダーや時計が掛けられている。朝食時には、その日めくりカレンダーで当日の確認をしたり、その日の行事や歴史的な出来事を伝える等見当識への配慮がされている。また、居室にもカレンダーや時計が見受けられる。	
14	18		活動意欲を触発する物品の用意 入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)				居間のテーブルの上には、新聞や広告、テレビのリモコンがさりげなく置いてあり、また、入居者自身が使えるポットやお湯飲みも目に付きやすいところに用意してある。掃除用具、洗濯たらい、園芸用品、裁縫道具、アイロン等も準備してあり、必要に応じて提供されている。	
心身の状態にあわせた生活空間づくり 6項目中 計				5	1	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		ケアサービス 1. ケアマネジメント					
15	20	個別具体的な介護計画 アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。				本人や家族からの情報やアセスメントシートからの情報を十分に踏まえて、個々の課題に添った具体的な介護計画が作成されている。	
16	21	介護計画の職員間での共有 介護計画を、すべての職員の気づきや意見を採り入れて作っており、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。				職員は、入居者に関する気づきをアセスメントシートに記入したり、日常の意見交換の場を出し合っており、計画作りに参加している。作成後は職員に周知し、いつでもその内容が確認できるように保管されている。	
17	22	介護計画への入居者・家族の意見の反映 介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。				管理者は、入居前に自宅訪問をして本人や家族の意見や希望を聞いたり、家族にもアセスメントシートを記入してもらったり等、相談しながら作成している。なお、計画には家族の同意のサインがあり、一部は家族に渡されている。	
18	23	介護計画の見直し 介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時見直しを行っている。				介護計画には評価の欄があり、2～3ヶ月ごとに評価をして見直されている。なお、新たな気づきや状態変化があった時には随時見直しも行われている。	
19	24	個別の記録 日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。				記録様式を新たにし、入居者の日々の状態が把握しやすく記入されている。職員は介護計画を理解して記録に臨んでいる。	
20	25	確実な申し送り・情報伝達 職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。				連絡ノートを中心とした情報伝達が行われており、職員は就業前に連絡ノートに目をおしている。ノートには、職員の確認のサインも見られる。なお、日常の意見交換の場でも情報の共有が図られている。	
21	26	チームケアのための会議 チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に（緊急案件がある場合にはその都度）会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。				日常的に意見交換の場を作っている。また、3ヶ月に一度は全員参加の会議を開催し活発に意見交換が行われている。会議には、代表者が参加することもある。欠席者には、会議録のコピーを配付し周知が図られている。	
ケアマネジメント 7項目中 計			7	0	0		

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行					
22	27 入居者一人ひとりの尊重 職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等)				ホームの理念にも、「先輩として尊厳の気持ちをもって、相手の目線に合わせて」とあるが、親しみの勘違いからか、一部に入居者への呼びかけや会話の中に尊重を欠いたものが見受けられた。	理念にも掲げられているように、常に、人生の先輩である入居者への尊厳ある接遇が望まれる。
23	28 職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気です。				職員は笑顔でゆったりとした雰囲気です。歩行器で移動される入居者にゆっくりと付き添う姿も見られました。	
24	30 入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。				これまでの経験を活かして、それぞれの力が発揮されるように取り組んでいる。昔馴染みの料理、漬物付け、掃除、植物の手入れ、買物の荷物持ち、食器拭き、洗濯物たたみや片づけ、裁縫、アイロンかけ等が行われており、昼食後には食器拭きをされる様子が見受けられた。	
25	32 入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。				それぞれの入居者のペースに応じた生活の流れである。起床や就寝の時間を始め、食事、入浴の時間等、入居者の意向や希望に沿って柔軟に対応している。	
26	33 入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取組を日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)				献立は食品の広告を見たりしながら入居者に希望を尋ねている。また、服の選択や買物時の品物選び、テレビの番組選び、居室掃除の際の居場所の決定等日常的に様々な場面作りが行われている。	
27	35 一人で行えることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。(場面づくり、環境づくり等)				「目は離さずに口出さない」を心がけ、まずは見守り、本人の有する能力を活かしてもらい、できないところの手助けをしている。歯磨きや髭剃り、服の選択や着用等、自立傾向が見られる。	
28	37 身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。				身体拘束の弊害を職員は理解しており、これまでも拘束の事例は無い。スピーチロックも無く、自由を重んじた支援に取り組んでいる。	
29	38 鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)				日中は玄関の戸は施錠されておらず自由に出入りが出来る。入居者の外出気配は目配り気配りで見守られているが、構造上、居間からは玄関が見えないために、出入りをチャイムで知らせるセンサーが設置されている。なお、入居者の外出希望時にはさり気なく付き添って見守っている。	
介護の基本の実行 8項目中 計		7	1	0		

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	(2)日常生活行為の支援 1) 食事					
30	43 馴染みの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。				湯のみ、ご飯茶碗は各自自宅から持ってこられた物が使われている。なお、他の食器類は職員が家庭から持ちよった物等で、全て陶磁器が使用され家庭的雰囲気である。	
31	44 入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 入居者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態にあわせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。				入居者の咀嚼機能や体調に合わせて調理されている。お粥、きざみ食、とろみ付けをしたもの、骨を除けた魚等も準備し、彩り良く盛り付けられている。	
32	45 個別の栄養摂取状況の把握 入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。				安価な食費であるが食材は豊かで、栄養バランスと入居者の希望を考慮した献立になる様に配慮されている。食事及び水分摂取状況を把握し日々記録されている。	
33	47 食事を楽しむことのできる支援 職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。				職員も一緒に同じ食事をとり、和やかな雰囲気づくりを心がけている。職員は様子を観ながら言葉をかけたり、必要時にはさり気なく支援している。	
	2) 排泄					
34	48 排泄パターンに応じた個別の排泄支援 おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。				日常の支援の効果により、現在おむつを使用している入居者はおられない。入居者それぞれの排泄パターンを把握し前誘導に努め、自立に向けた支援が積極的に行われている。	
35	50 排泄時の不安や羞恥心等への配慮 排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。				周りの人に配慮して、小声でさり気なく声かけをしたり、手で合図する等羞恥心やプライバシーに配慮が見られる。共同のトイレもあるが、各居室にもトイレがあり安心した環境が作られている。	
	3) 入浴					
36	53 入居者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援 入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)				入浴の時間帯や回数は入居者の希望に応じながら、一人づつゆっくりと入ってもらっている。7月、8月の暑い時期には毎日入浴できる体制もとられた。今後、夜間入浴の希望があれば検討する用意がある。	
	4) 整容					
37	56 理美容院の利用支援 入居者一人ひとりの希望にあわせて、理美容院の利用を支援している。(カット、パーマ、染め、セット等)				職員が付き添って、近くの理美容院を利用している。希望があれば出張サービスやボランティアの整髪も可能である。	

項目番号	外部	自己	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
38	57		プライドを大切にした整容の支援 整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にしたりさげなくカバーしている。(髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等)				入居者は皆身綺麗にされており、男性の顔の髭もきちんと剃られている。居室内に汚れ物をしまう入居者に対しては、プライドに配慮しながら片付の支援がされている。	
			5) 睡眠・休息					
39	60		安眠の支援 入居者一人ひとりの睡眠の 패턴を把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策を取っている。				消灯時間は自由で、入居者それぞれの生活リズムに合わせて安眠が図られている。寝付けない入居者には話をしたり、飲み物を飲んで寛いでもらう等就寝への支援がされている。	
日常生活行為の支援 10項目中 計				10	0	0		
			(3)生活支援					
40	64		金銭管理の支援 入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。				職員は、お金を持つ事の大切さを理解しており、家族と連携をとりながら支援している。小額のお金を持っている入居者が、買物時に支払う時等に力量に応じて支援している。	
			(4)ホーム内生活拡充支援					
41	66		ホーム内の役割・楽しみごとの支援 ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等)				それぞれの入居者のできることを把握して場面作りを心がけている。テレビ番組、掃除、洗濯物たたみ、料理の下ごしらや昔馴染みの料理作り、漬物付け、食器拭き、買物時の荷物持ち等様々である。	
生活支援 2項目中 計				2	0	0		
			(5)医療機関の受診等の支援					
42	68		医療関係者への相談 心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健婦、看護婦等)				管理者は看護師であり、協力医療機関も確保している。なお、入居者はそれぞれに主治医をもっており安心した体制である。歯科もすぐ傍に協力医を確保しており、いつでも相談できる体制である。	
43	73		早期退院に向けた医療機関との連携 入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。				お見舞いをしたり、主治医や病院関係者との連絡を密にとる等早期退院に向けて連携が図られている。	
44	74		定期健康診断の支援 年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。				それぞれの主治医によって体調は管理されており、定期的に血液等の検査も実施されている。	

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	(6)心身の機能回復に向けた支援					
45	76 身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴(筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等)を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。				職員は日常の生活をとおして身体機能の維持・向上を配慮しながら支援している。毎日の散歩や買物を始め、歩行障害のある入居者には歩行器やシルバーカーの使用等、入居者の状況に応じた取組がされている。	
	(7)入居者同士の交流支援					
46	78 トラブルへの対応 職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。				まずは、トラブルが発生しないように見守っている。トラブルが発生した場合には、お互いの話を聞いてその解消に努め、他の入居者に影響ないように配慮している。	
	(8)健康管理					
47	80 口腔内の清潔保持 入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)				食後は、毎回、職員も一緒に歯磨きを行っており、昼食後には、その様子が見受けられた。	
48	83 服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。				服薬は看護師でもある管理者が主体となって管理し、誤薬防止が図られている。職員も各入居者の薬について理解し、服薬支援にあたっている。薬の資料はいつでも確認できるようにファイルし保管されている。	
49	85 緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)				職員は、応急手当の知識や技術を習得している。なお、マニュアルや連絡網も作成されている。	
50	86 感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)				感染症予防の基本である手洗いやうがいを励行したり、手すり等も消毒して感染防止に努めている。インフルエンザの予防接種も実施済みである。感染症マニュアルも作成されており職員の自己啓発が図られている。	
医療・健康支援 9項目中 計		9	0	0		

項目番号	外部	自己	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
			3. 入居者の地域での生活の支援					
51	90		ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)				毎日、散歩や買物に出かけている。また、地域のお祭りに出かけたり、ドライブを楽しむこともある。	
地域生活 1項目中 計				1	0	0		
			4. 入居者と家族との交流支援					
52	94		家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)				職員は笑顔で迎え湯茶の接待等を行い、楽しく過してもらえるように配慮している。行事の折には、食事を一緒にしてもらうこともある。なお、家族の訪問機会作りのためにも、利用料等の支払いはホームでもらっている。	
家族との交流支援 1項目中 計				1	0	0		
			運営体制 1. 事業の統合性					
53	96		責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。				法人代表者と管理者の連携は十分に図られており、それぞれの立場でサービスの向上に取り組んでいる。	
54	97		職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。				職員の採用面接は代表者が行い、その後、職員の意見を聞いている。入居者の受け入れ時には、入居希望者にホームに来てもらい、その時の様子等から職員の意見を求め検討している。	
			2. 職員の確保・育成					
55	101		入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。				入居者の生活に合わせて、早出や遅出の職員を配置した勤務体制がとられており、夜間も夜勤体制で支援されている。	
56	103		継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。				研修の受講には積極的であり、受講後は会議の折に伝達して周知が図られている。今年度は、管理者が交代した経緯から管理者のみが受講したが、次年度は職員の受講も予定されている。	
57	105		ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。(外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等)				ストレス解消の特別な取組は行われていない。	単発的ではなく仕組みとして継続的に職員のストレスを緩和するための取り組みを期待したい。

項目番号	外部	自己	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
			3. 入居時及び退居時の対応方針					
58	107		入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。(介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等)				管理者が家族と面談した後は、本人にもホームに来てもらい雰囲気を経験してもらっている。ホーム側もその時の本人の様子を観察して、介護力や他の入居者との関係等も検討している。	
59	109		退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。				入院による退居の事例があるが、入院期間の関係から家族によく説明し納得の上の退居であった。また、他の施設への入所希望時には関係機関と連携をとり、望まれる所へ移れるように支援されている。	
			4. 衛生・安全管理					
60	112		ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)				衛生管理のマニュアルに従い、布巾やまな板、包丁及びホーム内の手すりやドアの取っ手等は毎日消毒し、心配されているノロウイルスの感染予防にも配慮されている。	
61	114		注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。				薬は事務室内に保管し、洗剤や包丁は目に付かない戸棚や引き出しに保管されている。	
62	116		事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後に活かす意義づけ等)				ホーム独自のヒヤリハット報告書や事故報告書が作成されている。事故発生時には、再発防止のために、職員に事故報告書を確認してもらったり、会議等において周知し再発防止に取り組んでいる。家族への報告も行われている。	事故報告書には家族への報告を示す印が求められる。
内部の運営体制 10項目中 計				9	1	0		
			5. 情報の開示・提供					
63	118		調査等の訪問に対する対応 介護相談員や評価調査員等の訪問時には、情報を積極的に提供している。				プライバシーに配慮した上で積極的な情報の提供がなされている。	
			6. 相談・苦情への対応					
64	119		相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。				契約書の入居者の権利の中には苦情受付に関する明示があり、また、重要事項説明書には相談窓口担当者が明示されている。管理者は、入居時を始め、機会あるごとに家族に対して相談や苦情が無いかわりに繰り返し伝えている。	
情報・相談・苦情 2項目中 計				2	0	0		

項目番号 外部 自己	項目	でき ている	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	7. ホームと家族との交流					
65	122 家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的にやっている。				面会時には必ず声かけをして、意見や要望を聞くよう心がけている。なお、少なくとも月に1回は電話連絡もされている。また、運営推進会議のメンバーには家族の代表者にも入ってもらっている。	
66	123 家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。('たより'の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等)				毎月、入居者の日常の様子や行事の際の写真を載せたホーム便りが家族に届けられており、家族も楽しみにされている。	
67	126 入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。				家族の了解のもとに、病院の受診料や買物に要したお金等を立替え払いし、毎月、明細書に領収書を添えて出納報告がされている。	
ホームと家族との交流 3項目中 計		3	0	0		
	8. ホームと地域との交流					
68	127 市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。				市の職員にも運営推進会議のメンバーに入ってもらい情報交換を図っている。なお、2006年度は、県の新規採用職員研修の介護実習を受け入れた。	
69	130 地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするよう取り組んでいる。				ミニコンサートや夏祭り等には近隣の人達も招待して楽しんでもらっている。また、周りの一人暮らしの高齢者からは、困り事が発生した時等には頼りにされる事もある。時には、近所の方から頂き物をする事もあり交流が図られている。	
70	132 周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)				最寄の警察官派出所には安否の見守りを依頼したり、消防署には警報装置の点検を依頼する等連携が図られている。	
71	133 ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。(認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等)				地域の中学校の就業体験や、県の新規採用職員研修の介護実習を受け入れている。近隣住民からの認知症に関する相談等にも対応している。	
ホームと地域との交流 4項目中 計		4	0	0		

(1)「管理者」には、管理者不在の場合にこれを補佐する者を含む。

(2)「職員」には、管理者及び非常職員を含む。